

手繰第3種漁業(貝びき網漁業)許可の追加公示について

1. はじめに

手繰第3種漁業(貝びき網漁業)については、令和6年6月に一斉切替えを行い、その後令和7年8月に追加公示を行ったが、現在、新たに当該漁業許可を取得したい旨の要望が寄せられている。

滋賀県における水産業の振興のためには、これらの許可取得希望者が早期に操業できるよう取り計らうことが妥当であり、定数の範囲内において、当該漁業許可の申請を新たに受け付けることとしたい。

2. 制限措置の内容等について

- 手繰第3種漁業(貝びき網漁業)の制限措置については、以下のとおりとする。
- 追加公示に基づく許可数は、当該漁業許可の定数(上限)の79隻から現在有効な許可数72隻を減じた7隻以下とする。

表1

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
手繰第3種 漁業(貝び き網漁業)	<u>7隻以下</u>	5トン以下	127キロ ワット以下	近江大橋の草 津行き車線区 分線以北の琵琶湖(ただし、 内湖および内湖から琵琶湖 に通ずる水路を除く。)	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に住 所を有する 者

3. 手繰第3種漁業(貝びき網漁業)の許可の有効期間

当該の追加公示により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項に基づき、既に手繰第3種漁業(貝びき網漁業)を所有する者の許可の有効期間の満了日と同じ令和9年6月30日(次回の手繰第3種漁業(貝びき網漁業)の一斉切替え日)までとする。

4. 申請期間

手繰第3種漁業(貝びき網漁業)の申請期間は、令和8年7月10日から令和8年8月10日までとする。